

＼ 令和 7 年度から ＼

市 税 の納め方が変わります！

※年金や給与から天引きされている方の変更はありません

武雄市では、これまで市税の納付について、住民税・固定資産税・国民健康保険税の 3 税をまとめて納めていただく『集合徴収方式』にて納めていただいています。

このようななか、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で決めました。

これにより、全国標準となる『単税徴収方式（税目毎に別々に納める）』に変更いたします。

つきましては、令和 7 年度から、市税の納め方が変わりますのでお知らせします。

令和 6 年度まで

「集合徴収方式」（3 税をまとめて納める）による納付回数と納付月

税 目	納付回数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
住民税 固定資産税 国民健康保険税	10 回			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期

令和 7 年度以降

「単税徴収方式」（税目毎に別々に納める）による納付回数と納付月

税 目	納付回数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
住民税	4 回			1 期		2 期		3 期			4 期		
固定資産税	4 回		1 期		2 期					3 期		4 期	
国民健康保険税	10 回			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期

Q 「単税徴収方式」になると、どう変わるの？



A 大きく変わるのは、「納付回数」と「納付月」です。住民税、固定資産税は、納付回数が 10 回から 4 回に変わります。また、それぞれ税目の納付月は上記表のようになります。なお、1 年間に納める税額が増えることはありません。

Q 口座振替はもう一度登録し直さないといけないの？



A 現在、口座振替で納付されている方は、改めて手続きをする必要はありません。

ただし、税目毎にそれぞれ別の口座から引き落としする場合や、新たに口座振替を希望される場合は手続きが必要です。

令和 7 年度からの納付に関する詳細・お手続きについては、今後、市報・たけおポータル・市役所だより等でお知らせいたしますのでご確認ください。

収納課 ☎0954-23-9219